



上川路会計通信

税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所

〒890-0056

鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099 - 252 - 7070

Fax 099 - 252 - 6400

支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821

鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F

Tel 099 - 223 - 3465

Fax 099 - 223 - 4348



第239号



代表
上川路 長生

ごあいさつ

黄金世代

今夏も全国各地から異常気象の報告が続きました。連続する台風襲来、甚大な被害をもたらした豪雨、頻発する火山噴火と地震、突然に都市を襲う竜巻、そして暑かった8月でした。気象庁は緊急記者会見で連日の猛暑を『命の危険がある暑さで一つの災害と認識している』と再々警告して熱中症など健康管理への十分な配慮を呼びかけました。

安倍晋三首相の通算在任日数が8月23日に2798日となり、戦後最長の佐藤栄作元首相を越えました。また、11月19日には桂太郎元首相に並び歴代1位になります。『戦後日本外交の総決算』を掲げながら、解決への糸口がまるで見えてこない北方領土問題や拉致問題、そして新しく徴用工問題から韓国との急速な関係悪化となりました。根づよい4期総裁への機運がある中で、首相は「4選は全く考えていない」と否定はしてみせました。安倍長期政権には、韓国・北朝鮮・中国・ロシアなど難題が山積をされていて、目にみえる政治的遺産が残せるのかが問われています。

戦後最悪の日韓関係の中で、日本では静かに祈りを捧げた8月15日の終戦記念日が、韓国では反日デモで徹底的に挑発する光復節となりました。米国の強い継続要請にもかかわらず日韓の軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を韓国政府は破棄を決めました。安倍首相は「一線を越える暴挙だ」と文在寅大統領に対して強い抗議を表明しました。北朝鮮との融和をめざす文政権は、中国やロシアとの関係強化を計っており、日米韓の安保協力にはかねてから消極的といわれてきました。今回の決定で日米韓連携は分断され、北朝鮮・中国・ロシアが漁夫の利を得ることになりました。日韓関係の悪化によって、日本各地の観光地では韓国人の姿が減り、日韓を結ぶ空や海の便も減少が加速しています。

ラグビーワールドカップ(W杯)日本大会が9月20日に開幕します。五輪、サッカーW杯に次ぐ国際的なスポーツイベントで、44日間の期間中に海外からも40万人が訪れます。ラグビーW杯はサッカーW杯と違って、日本代表には外国の出身者は多く、出場選手の国籍はバラバラで

目次

●ごあいさつ “黄金世代”	●…1P
●税務カレンダー	●…2P
●2019年9月の経理・税務チェックリスト	●…3P
●第32回KMCセミナーのご案内	●…3P
●会計・税務のQ&A!	
●“軽減税率制度への対応は進んでいますか?”	●…4・5・6P
●お客様情報 ~ 社会福祉法人 太陽会 ~	●…7P
●企業防衛対策のおすすめ	●…7P
●随想 “『恐竜の季節』 上川路 美恵野 ”	●…8P

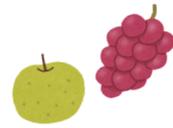
日本国籍を取得していない選手もいます。多様化する日本社会に貴重なヒントを与えてくれる大会です。岩手県釜石市が会場のひとつに選ばれ、東日本大震災の津波で全壊した学校の跡地が競技場で、世界の人々が復興への思いを共有する場となることを願っています。

東京五輪まで1年を切りました。金メダルを目指して選手強化が急ピッチで進んでいます。代表の座を射止めようと必死に、ライバル同士がしのぎを削っています。五輪は国境や言葉、年齢、性別それに障害にかかわらず、世界中のトップアスリートが集うスポーツの祭典です。各国による日本勢の研究と対策が進んでいます。信頼性の高い米国データ専門会社のメダル獲得の予想は、日本は総数67個で、米国、中国に次いで3位と予想しています。競技の運営リハーサルとテスト大会も始まりました。大会期間中は国内外から約1000万人訪れると見込まれ、選手や観客の輸送問題や猛暑対策、警備体制など課題は山積です。

男女を通して日本人2人目の、42年ぶりにメジャー全英女子オープンを制覇した渋野日向子“フィーバー”が止まりません。英国で“スマイリングシンデレラ”と呼ばれた笑顔を絶やさず、一挙手一投足は連日大きく報じられ、もはや社会現象化しています。勝みなみが口火を切った世代が、次々と実力者として育っていて『黄金世代』といわれています。
(令和元年九月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2019年9月

7月決算会社申告書提出

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
						
	敬老の日					
22	23	24	25	26	27	28
						
	秋分の日					
29	30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5
						



9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



9月10日まで

・源泉所得税の納付

・住民税の特別徴収税額の納付

2019年10月

8月決算会社申告書提出



10月31日まで

- ・8月決算法人の確定申告
- ・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



10月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日まで

- ・特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知



10月中において

市町村の条例で定める日

- ・個人の道府県民税および
市町村民税の第3期分の納付

2019年9月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

収支計画の見直し

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。予算対比の増減要因を経費ごとに分析することも大切です。また、在庫状況の確認もしておきましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。
また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

社内イベント等の経理処理

□ 会社支出の社員のレクリエーション費用は、原則「福利厚生費」として処理しますが、金額・用途によっては、税務調査で問題になる可能性もあります。行事の内容等の資料は保存しておくようにしましょう。

消費税増税～軽減税率制度への対応準備～

□ 10月1日から消費税率の10%への引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応準備はお済みですか？事業者の方々は準備が必要となります。
次ページからの会計・税務のQ&Aをご参照ください。

KMC
セミナー

(有)上川路マネジメントセンター 主催 第32回KMCセミナー

▶ 研修内容及び講師 ◀

『 ネット風評被害対策セミナー～企業をつぶすネット上の誹謗中傷～ 』

講師：ソルナ株式会社 リスクソリューション部 部長 大月 美里 先生

企業はネットリスクにどう対応するか？ 2020年までに口コミ投稿の価値が激変？！

※詳細については、同封のセミナー案内のチラシをご覧ください。

一 開催概要

- 日 時 **令和元年9月28日（土） 13:00～14:30（受付開始 12:30～）**
- 定 員 **40名（※お申込みはお早めに！）**
- 会 場 **ホテルリブマックス鹿児島 ピコットホール**
鹿児島県鹿児島市小川町15-1（TEL099-216-3220）
- 会 費 資料代 2,000円/人（関与先・セミナー会員 1,000円/人）
- お申込方法 別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
- お問合せ (有)KMC 事務局 TEL 099-252-7070 担当 此元





テーマ『軽減税率制度への対応は進んでいますか?』

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施され、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。目前に迫った軽減税率制度への対応状況を確認しましょう。

軽減税率制度の概要の確認

軽減税率制度の実施時期は？

令和元年10月1日からです！

軽減税率の対象品目は？

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞



軽減税率制度の適用税率は？

標準税率: 10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)
 軽減税率: 8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
 旧税率 : 8% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)

※ 軽減税率(8%)と経過措置による旧税率(8%)は、国税と地方税の内訳が異なるため、同じ8%でも区分する必要があります。

税額の計算は？

売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行います。



令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間は「区分記載請求書等保存方式」です！
 現行制度との記載事項の違いは何？

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、令和元年10月1日から、帳簿や請求書等への記載事項が追加されます。区分経理に対応した帳簿の作成や税率ごとの区分を追加した区分記載請求書等の発行をすることになります。

また、課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるために、区分経理に対応した帳簿及び区分請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。



「請求書等保存方式」と「区分記載請求書等保存方式」の比較表

方式	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
【請求書等保存方式】 (現行制度) 令和元年9月30日まで	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 ※2
【区分記載請求書等保存方式】 令和元年10月1日から ※1 令和5年9月30日まで	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ※3 ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

※1 3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たします。

※2 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には⑤請求書受領者の氏名又は名称の記載は省略できます。

※3 仕入先から交付された請求書等に⑥軽減税率の対象品目である旨や⑦税率ごとに合計した税込対価の額の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らがその取引の事実に基づき追記することができます。

9月30日に売上・仕入を集計する!

売上請求が「20日締め」「25日締め」など末日でない場合は、9月30日までの売上・仕入を集計しましょう。旧税率(8%)と10月1日以後の新税率(10%・軽減税率)の混在が避けられます。

売掛金・買掛金の税率確認!

売掛金・買掛金については、10月1日以後に値引きや貸倒れが生じた場合には、その商品の販売や仕入時点の税率の情報が必要になります。9月30日までに発生した売掛金・買掛金と、10月1日以後の分を区分しておきましょう。

10月以降の実務について

8%?

10%?

10月最初の請求書の記載内容に注意!**① 請求の締め日が月末でない場合**

「20日締め」など請求締め日が月末でない場合、「9月21日～10月20日分の請求書」には8%と10%(又は軽減税率)が混在しています。請求書の内容をよく確認しましょう。

**② クレジットカードの請求明細書**

カード明細には、税率や消費税額の記載がありません。決済時に店舗等で受け取った「ご利用明細」とカード利用日の日付を確認し、適用税率を間違えないようにしましょう。消費税法上、仕入税額控除のためには「ご利用明細」の保存が必要です(カード明細の保存のみは不可)。

10月1日をまたぐ取引に注意!**① 請負契約による完成・引渡し**

3月31日以前に契約された請負契約については、10月1日以後の完成・引渡しであっても、経過措置の8%の税率が適用されます。

② 旅客運賃等の料金の支払日

鉄道やバス・航空機等の運賃(定期券を含む)は、実際の利用が10月1日以後であっても、9月30日までに料金が支払われたものは、8%の税率が適用されます。

③ 電気・ガス料金等の請求書・検針票

契約に基づく電気・ガス・水道・電話・灯油などの料金は、10月1日をまたいで使用されても、10月31日までの検針等によって料金が確定するものは、10月1日以後の部分を含めて8%の税率が適用されます。

得意先からの返品や貸倒れの注意点!

9月30日以前に販売した商品が10月1日以後に返品された場合は、8%で返品処理します。

得意先との間で、返品を受けた商品の税率に不一致が生じないように、請求書等に返品対象となった商品の適用税率を明記するなどの対応が必要でしょう。

9月30日以前に販売した商品の売掛金が貸倒れになった場合は、販売時点の消費税率を適用します。

仕入先への返品の手続きの注意点!

仕入先へ返品する場合は、9月30日以前の仕入については、旧税率8%で処理します。仕入先からの請求書や納品書を確認しましょう。



軽減税率制度に対応するため、次の事項を参考にご確認ください。

複数税率

軽減税率対象品目を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
複数税率の区分経理への対応を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
請求書等の様式変更はお済みですか？	<input type="checkbox"/>
レジや販売管理システム、会計システムの複数税率への対応はお済みですか？	<input type="checkbox"/>
軽減税率や請求書・領収書について従業員教育をしましたか？	<input type="checkbox"/>

価格転嫁

商品等への価格転嫁（価格改定）を検討、実施しましたか？	<input type="checkbox"/>
-----------------------------	--------------------------

価格表示

価格表示の方法を確認しましたか？ 消費者向け取引は、税込価格による「総額表示」が原則、「税抜表示」が特例	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

経理処理・課税方式

税込経理・税抜経理への変更、課税方式について再検討しましたか？	<input type="checkbox"/>
---------------------------------	--------------------------

9月末の実務

9月末までの売上・仕入を集計する準備ができていますか？	<input type="checkbox"/>
売掛金・買掛金の税率が確認できるように管理されていますか？	<input type="checkbox"/>

10月以降の実務

10月以後の経理処理は、10%と8%の取引の混在について注意点を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
10月1日以後の返品、値引き、貸倒れ処理の注意点について確認しましたか？	<input type="checkbox"/>

「軽減税率対策補助金」の活用を検討しませんか？

軽減税率対策補助金制度は、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

軽減税率対策補助金には、次のA型・B型・C型の3つの申請類型があります。**申請する補助金により補助金交付申請受付期限が異なるので注意**が必要です。

A型: 複数税率対応レジの導入等支援
B型: 受発注システムの改修等支援
C型: 請求書管理システムの改修等支援

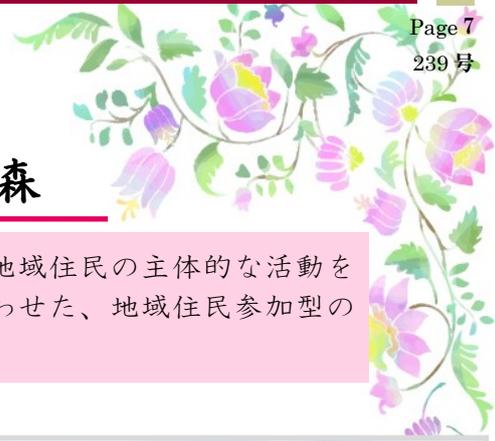
※ いずれの類型においても、レジ・券売機、受発注システム、請求書管理システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売・取引しており、将来にわたり継続的に販売や請求書の発行を行うためにこれらの導入又は改修する事業者を支援します。

※ 軽減税率対策補助金の申請を考えている中小・小規模事業者の皆様は、下記にお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局コールセンター申請窓口
0120 - 398 - 111 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

お客様情報

社会福祉法人 太陽会 しょうぶ文化芸術支援センター アムアの森



「アムアの森」は、文化芸術活動を軸として、子ども・障がい者・地域住民の主体的な活動を推進するため、しょうぶ学園が展開する障がい者福祉事業と組み合わせた、地域住民参加型の新しいアートセンターです。

CONCEPT

表現や創造する感覚は、私たち人間の誰もが生まれた時から内在している。
笑ったり、泣いたり、甘えたり、喜んだり。
それは私たちが人として授かった豊かな感情。
それを育みながら、自ら考え、行動し、自己を形成していく。

その過程において大切にしたいこと。それは、
精神的な自由と喜びを見出し、お互いの個性の違う存在に幸福感を享受し、
その力が新しい創造的で情熱的なエネルギーを生み出していくということ。

小さくても困っている人を支える力。
ちいさくても切実な思いを実現する力。
小さくても地球にやさしくする力。

そんな環境を、『アムアの森』は大切にしたいと考えています。



芸術から発信すること



しょうぶ文化芸術支援センター
アムアの森

〒892-0871
鹿児島県鹿児島市吉野町4022-1
TEL : 099-295-0880
FAX : 099-295-0710

企業防衛対策のおすすめ

「法人税基本通達等の一部改正」に伴う【生命保険管理表】作成提案

令和元年7月8日より、30数年ぶりの一部改正にあたり当法人は＜経営支援課＞を中心として全関与先様へ【生命保険管理表】の作成を提案したいと思っています。

法人契約の【事業保険】は重要な項目が多数あり、十分なチェックと確認が必要です。

- ・ 契約形態（契約者と被保険者との間柄）
- ・ 保険期間（主な保険金の期間）
- ・ 保険金額（主要な保障の金額）
- ・ 経理処理（損金処理と資産計上）
- ・ 保障内容（保障される種類）
- ・ 保険料の適正化（過大な保険料）

監査担当者が関与先様と協力の上、完全な【生命保険管理表】の作成を目指したいと考えております。管理表の作成には、既契約の＜証券コピー＞が必要になりますので関与先様のご協力をお願いする次第で御座います。

税理士法人 上川路会計では、関与先様の永続的な発展を願い、「事業保険」の指導、相談を行うために保険会社と＜代理店契約＞＜パートナー契約＞を締結しています。

日本生命保険相互会社

エヌエヌ生命保険株式会社

大同生命保険株式会社

損保ジャパン日本興亜

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

随想『恐竜の季節』 上川路美恵野

九月になりましたがまだまだ残暑の厳しい季節です。お大事にお過ごしください。

さて、先日突然「恐竜っていつの季語？」と謎の質問を發した息子。新聞のTV欄で『575でカガク！「恐竜」』という番組の紹介を見て誤解したようです。

恐竜をテーマに俳句を詠む、という企画に興味を持ち調べてみると『575でカガク』は、最先端科学のエッセンスをたった17音、俳句の形で表現するという趣旨のEテレの番組でした。

俳人の夏井いつき氏が科学分野の第一人者とともに視聴者から寄せられた俳句を俳句としての出来栄と科学的な正確さの観点から評する番組です。

なぜ科学で俳句？と思いますが、夏井氏の主張では俳句と科学は相性が良いのだそうです。俳句の基本である「見る」ことは、科学の「観察」であるということや、好奇心と向学心が必要ということなど多くの共通点があるのだとか。

番組を子ども達と一緒に見てみると、恐竜研究の最先端の情報を踏まえつつ詠まれた光景や心象、季語との取り合わせの妙に感心し、文芸の視点の夏井氏と科学的な視点にこだわる学者の講評の対比も面白かったです。

番組で、恐竜研究の最新情報が取り上げられていました。私はずっと「恐竜時代は日本はほとんど海で恐竜はいなかった」と思っていました。今や日本でも沢山の恐竜の化石が見つかっているそうです。

中でも北海道で発掘された「むかわ竜」は、最近になって新属新種の恐竜と認定され「カムイサウルス・ジャポニクス」と正式な学名がついて話題になっています。

また、恐竜は羽毛に覆われていた、抱卵していた、知性が高かったなど恐竜のイメージが大きく変わり、自分の知識が如何に古いままであるかを知りました。

子どもたちに、何で恐竜が好き？と聞くと、「カッコいいから」という理由に加えて「分かっていないことがたくさんあって不思議だから」という答えが返ってきて、なるほどな、と思いました。

大人にとって日常の暮らしの中や仕事の場面で「分からないこと」は「困ること」、「いらだたしいこと」であることが多いのですが、子供にとっては「分からない＝謎がある」ということは魅力的なのだなと気付かされました。

夏休みには、恐竜に関連した展覧会、博物展が多く開かれ、子供たちの「不思議だな」「もっと知りたい」というワクワクで一杯になります。そう考えると「恐竜」は「夏」にふさわしい季語なのかもしれません。



しじま
休暇果つ静寂再び竜の骨

美恵野

編集後記

今年の中秋の名月は9月13日でした。
 中秋の名月とは、旧暦の8月15日の夜に見える月のことを指し、
 中秋の名月を愛でる習慣は平安時代に中国から伝わったとされています。
 空気の澄んだ秋の夜空をゆっくりと眺めるのも良いですね♪

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集委員 上川路美恵野 清水 福留 東崎

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば(税)上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

